

なぜ地名は漢字2字が多いのか？ —身近なものから歴史を考える—

早川明夫

(文教大学教育研究所)

Why Are There Many Two Letters of Chinese Characters in Place-name? : Thinking of the Japanese History by Some Aspects Relating to the Life of High School Student.

HAYAKAWA AKIO

(Institute of Educational Research, Bunkyo University)

要旨

名字の約9割は地名によるものである。したがって、大半の地名が漢字2字であるから、名字も漢字2字が多い、ということになる。では、なぜ地名は漢字2字が圧倒的に多いのか。それは8世紀になって、地方行政区画(国郡里制)の改編にともない、初めに国名、ついで郡里名を漢字2字の好字に統一したためである。では、なぜ国郡里名(地名)を漢字2字に集約したのか。新説が登場したものの、古代中国の地名のつけ方に倣ったとみるのが、現段階では妥当である。

はじめに

教育現場の多くの先生方は、担当している教科・科目に対する児童・生徒の興味・関心をどう引き出すか、ということで常に四苦八苦している。

そこで、歴史に対する興味・関心を喚起するため、身近な例を引き合いにして、授業の導入や授業開きのときに使えるテーマはないかと考えた。その結果、思いついたのが、なぜ人名や地名は漢字2字が多いのか、ということである。

1 「歴史のないものはない」

歴史教育において、生徒に定着させたい視点の一つが、「歴史のないものはない」という見方・考え方である。

およそ24年前、古代・中世の社会・経済史

で著名な中村吉治(1905~86年)が、次のような逸話を『歴史評論』誌上の座談会で述べている¹⁾。

中村が東京帝国大学文学部に在席していたときのことである。卒業論文のテーマを決め、その許可をえるため、平泉澄(1895~1984年)のところに行った。中村が農民の歴史をやると言ったら、「百姓に歴史があると思うのは、豚に歴史があると思うのと同じだ。」と言われたという。こんちくしょうと思ったが、かえってモチベーションが高まった、という意味のことを中村は語っている。

平泉は人間(百姓)を豚にたとえたうえ、百姓と豚には歴史はない、といい切ったようで、いかにも皇国史観の権化らしい発言である。もっともこの段階でも、平泉は皇国史観に凝り固まっていなかったという。

私にいわせれば、百姓にも、豚にも歴史はある。「歴史のないものはない」のである。

本稿のテーマである地名にも、さまざまな歴史がある。

2 なぜ、名字は漢字2字が多いのか

一般に、人は身近かなものや、ごくあたり前のことに対しては、無頓着で、あまり興味や関心をもたないものである。それだけに、名字や地名の大部分が漢字2字となっていることについても、さして疑問をいだかなかつたのではないか。管見の範囲では、このことに関して正面から取り上げた論文を見たことがない。

まず、名字から考えていくことにする。丹羽基二がまとめた『日本苗字大辞典』（全3巻 芳文館 1996年）によれば、日本には29万2千余の名字があるという。隣国の韓国が約250種、中国がおよそ500種とされているので、いかに日本が多いかがわかる²⁾。およそ30万の名字のうち、漢字2字の名字は何%ほどあるのか。佐久間英が作成された「佐久間ランキング」で多い名字上位100種で見ることにする³⁾。なお、上位100位の名字をもつ者だけで、日本の総人口の22%余りになるといわれている⁴⁾。したがって上位100位までの名字であっても、およその傾向は把握できる。上位100位のうち、漢字1字が5%、2字が93%、3字が2%、4字以上は0%ということで、名字の90%以上が漢字2字である⁵⁾。

それでは、なぜ、漢字2字の名字が9割以上も占めているのか。それは名字の9割が地名に由来しているからである⁶⁾。したがって地名も漢字2字が多いといえる。事実、地名はその大半が漢字2字である。

たとえば、旧国名は越後国や武蔵国などすべて漢字2字で、1字ないし3字以上の国名はない。1都1道2府43県にしても、北海道と神奈川・和歌山・鹿児島のみ3県以外は、すべて漢字2字である。鹿児島県の場合、律令

制下では「甕島」（『延喜式』）の2字であった。我々のまわりにある地名を見ても、地名は漢字2字が大部分を占めている。近年は、「平成の大合併」によって片仮名や平仮名の市名がよく見られるようになったが、少なくとも戦前までは仮名の市名など考えられなかった。

では、なぜ、地名は漢字2字が圧倒的に多いのか。このことを明らかにするためには、古代の地方行政区画の移り変わりを探る必要がある。

3 古代の地方行政区画の変遷

(1) 飛鳥浄御原令の地方行政区画

天武天皇10（681）年に飛鳥浄御原令の編纂が開始され、持統天皇3（689）年から施行された。この令の地方行政区画が「国・評・里」であったことは、今日では定説となっている。かつて1950～60年代に、「国」の下位の行政単位を「郡」とみるか、「評」とするかとで「郡評論争」が展開された。大化2（646）年に発布されたとされる「改新の詔」には、「郡」とある。一方、大宝令（701年）施行以前の金石文などには「評」と記されている。結局、1967年に藤原宮跡から出土した荷札木簡から、大宝令以前は「評」であることがあきらかになった。つまり、飛鳥浄御原令の地方行政区画は「国・評・里」で大宝令によって「評」から「郡」に改称されたのである。「改新の詔」は、『日本書紀』の編纂段階で当時の知識をもとにして書かれたものであることも判明したといえる。『日本書紀』に記載されていることを鵜呑みにはできない。

(2) 大宝令以降の地方行政区画

地方行政区画は、大宝元（701）年の大宝令によって、「国・郡・里」となった。このとき、国名が漢字2字に統一されたと考えられる。『続日本紀』の大宝元年6月己酉（8日）条に「是の日、使を七道に遣して、新令

(大宝令)に依て政を為し、及び大租(大税)を給ふ状を宣告せしめ、^{あは}併せて新印の様(見本)を領布す。』^{ためし}とある。つまり、『(今後)地方官は大宝令に基づいて政治を行うこと、大税が給付されることを宣言し、あわせて新しい国印の見本を領布した(波線引用者)。』という。さらに、『続日本紀』の慶雲元(704年)4月甲子(9日)条に「鍛冶司をして諸国の印を鑄せしむ。」^{かぬちし}とある。「鍛冶司に命令して諸国の印を鑄造させた。」というのである。704年に鑄造された国印の印影は、現在37か国確認されている⁹⁾。そして、国印の国名はすべて漢字2字となっている。これらのことから、国名が漢字2字に統制されたのは大宝令によるものである。飛鳥浄御原令の国名は、漢字が1～3字以内であったが、大宝令によって2字に統制された。「紀伊国」はもとは「木国=紀国」であったのが、大宝令により「紀伊国」となった。¹⁰⁾ 国名が3字の例としては、次の藤原宮跡から出土した木簡を見ると、よくわかる。

「上毛野国車評桃井里大贄鮎」

(のちの上野国群馬郡桃井里)

飛鳥浄御原令下では「上毛野国」であったのが、大宝令によって国名が漢字2字に統一され「上野国」となる。「国」の下の行政区画も「評」で評名は漢字1字となっている。

なお、7世紀後期に現在の群馬県域は上毛野国、栃木県域は下毛野国とよばれていたが、両国はもとは毛野国と称されていたとされる。また、天武・持統朝のときには、越国が越前・越中・越後に、吉備国が備前・備中・備後、筑紫国が筑前・筑後、肥国=火国が肥前・肥後にそれぞれ分割されたと考えられている。

国名を漢字2字に統制したのは、701年の大宝令施行から「和銅6年の制」(713年)までとする見方があるが¹¹⁾、『続日本紀』の「国印」に関する大宝元年6月己酉条と大宝4年=慶雲元年4月甲子条を読むと、おそくとも701～704年の間に国名が漢字2字に制約

された、とみるのが至当である。国の数が60数か国ということからしても、上記の期間で十分に対応できた、と考える。

(3) 「和銅6年の制」と郡・里名

国の下位の地方行政区画単位である郡と里が、漢字2字に統制されるのは、和銅6(713)年以降である。『続日本紀』の和銅6年5月甲子(2日)条に、次のような文がある¹²⁾。

制すらく、畿内七道諸国の郡郷^{*}の名は好き字を着けよ。其の郡内に生ずる所の銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等の物は、具に色目を録し、及び土地の沃脊、山川原野の名号の所由、また古老相伝の旧聞異事は、史籍^{**}に載せて亦宜しく言上すべし、と。

* 正しくは「郡里」で、「里」が「郷」に改称されたのは、霊龜元(715)年である。一説に717年がある。

** のちの『風土記』。『続日本紀』にはこの名称は見られない。

この条の前半は、地方行政区画の単位の名称改正について記されている。つまり、「郡」と「郷(里)」の地名表記については、好字に改めるよう命じている。ところが、2字という指示は明記されていない。しかし、平城宮跡や長岡宮跡など各地から大量に出土した木簡に記されている郡郷(里)名は、すべて漢字2字である。10世紀初頭に編纂が始まった『延喜式』民部省式に「凡そ諸国部内の郡・里名は、2字を用い、必ず嘉名を取れ」¹³⁾と記されている。したがって、「和銅6年の制」によって、713年以降は、郡郷(里)名は漢字2字の好字=嘉字に統一されたのである。

ところが、国名が2字に統制されたのも、「和銅6年の制」によるものと勘違いされている研究者が多い。日本史の辞典としては最も権威のある『国史大辞典』でも、第4巻の

「紀伊国」の項目で「和銅年間（708～15）に風土記をつくるにあたって、国・郡・郷名に2字の好字を用いさせることとなり、」¹⁴⁾とある。直近では、中国文学専攻の加藤徹が『漢文の素養 誰が日本文化をつくったのか？』のなかで、元明天皇（在位707～715年）が行った事業で後世まで大きな影響を与えたもののひとつに、「地名の2字化」をあげ、「713年

全国の国名（地名）の表記を、好字の2文字に改めるよう命令を出す（波線は引用者）。」¹⁶⁾と述べている。また、中国語学・中国文学専攻の高島俊男も、自署『漢文と日本人』で「奈良時代に朝廷が、国名はすべて2字とせよ、と命令を出してメリヤリに2字にさせている。」¹⁵⁾としている。やや古くなるが日本古代史専攻の仁藤敦史も、和銅6年に国名や地名をすべて2字にしなさいという命令が出された、としている¹⁷⁾。

「和銅6年の制」によって、郡郷（里）名だけでなく、国名も漢字2字に統制されたとする説がかなり流布しているといえる。

なお、和銅6年の郡郷（里）名の改称は、翌年の戸籍作成と連動するものである。

(4) 国・郡・里名2字化の影響

これまで述べてきたように、8世紀初頭の大宝令によって国名が2字に統一され、さらに「和銅6年の制」により、郡郷（里）名も2字に統制された。このことは、その後、地名をつけるのに際し、大きな影響を与えることになる。日本の地名の大半が漢字2字となっているのは、以上のような過程によるものである。

なお、古代の地方行政区画は、飛鳥浄原令（681年制定、689年施行）により「国・評・里」制、大宝令（701年施行）によって「国・郡・里」制に変わった。その後、717年（一説に715年）～740年には「国・郡・郷・里」制に改められ、740年からは「国・郡・郷」制となった。

4 飛鳥浄御原令から大宝令に変わった意義は？

大宝令の施行前と施行後とでは、木簡の様式が大きく変わった。このことは何を意味するのか。以下はおもに鐘江宏之の著書¹⁸⁾に依拠して、書式の変化の意味を考えたい。

次の二つの木簡のグループを¹⁹⁾比較してみよう。

A 飛鳥浄御原令下の木簡

a 若狭国調塩荷札

(表) 丁酉年若狭国小丹生評岡田里三人三成

(裏) 御調塩二斗

(藤原宮跡出土)

b 上狭国責進物荷札

己亥十月上狭国阿波評松里

(藤原宮跡出土)

B 大宝令下の木簡

a 若狭国調塩荷札

(表) 若狭国遠敷郡 木澤郷少海里

土師かまと竈御調塩三斗

(裏) 神亀五年九月十五日

(平城宮跡出土)

b 備中国白米荷札

(表) 備中国賀夜郡阿宗里白米五

(裏) 斗 天平十九年二月九日

(平城宮跡出土)

まず、地方行政区画の単位であるが、国の下位の区画にあたる「評」が「郡」に変わった。「評」は朝鮮半島諸国の行政組織にもみられる、という指摘もある²⁰⁾。一方、「郡」は中国の地方行政の単位として当時使用されていた。つまり、国の下に位置する地方行政単位が、朝鮮半島諸国の影響の強い「評」から、当時中国で使用されていた「郡」に変わったという。

次に、地方行政区画名の字数であるが、Aグループの木簡には、1字（松里）から3字（小丹生評）までの地名がみられる。しかし、Bグループはすべて2字になっている。3字

の「小丹生」が「遠敷」^{おにゅう}と2字となった。A—Bの木簡にみられる1字の「松」は後に「松樹」と改称されている。中国の古代の都市名が漢字2字に統一されていることを考えると、これは中国の地名のつけ方に倣った、と考えられる。郡郷(里)名が漢字2字の好字となったのは、「和銅6年の制」によるものであるから、この制の範も中国に求めることができる。

3番目に、年月日の記入であるが、Aグループの木簡は、文頭に干支を用いて年を示し、ふつう月日が記入されていない。これに対してBグループのは、文末に年号を使用し月日まで記載してある(一部には書かれていない木簡もある)。

Aグループの書式は、中国の古い書き方で、朝鮮半島経由でわが国に伝わったものであるという。たしかに1世紀の中国の木簡をみると、年号が文章の頭に書かれている²¹⁾。Bグループは、文末に記されているので、唐の書式と同じである。

4番目に、これはA・Bグループのいずれの木簡にも見られない内容である。それは、官人の身分を示す冠位が大室令以前は儒教の徳目で示されていたが、大室令以後は位階を数値によって示す方法に変わったという。これも中国(唐)方式を採り入れた結果である。

総じて、大室令以前の木簡(Aグループ)は、その書式が朝鮮半島のものに類似している。近年の研究では、日本の木簡の源は中国ではなく朝鮮半島ではないか、という見方さえある。木簡の下部に切込みを入れている荷札の形も、朝鮮半島の木簡に由来すると考えられている²²⁾。

一方、大室令以後の木簡(Bグループ)は、当時中国で行われていた書式であった。つまり、飛鳥浄御原令から大室令への変化は、鐘江にいわせれば、「朝鮮半島方式から中国方式へ」の転換をはかったものである、という。大室令以前、特に7世紀は朝鮮半島諸国から

いろいろな文物を学んだ。中国の文化も半島経由で日本に入ってきた。しかし、8世紀になると、朝鮮諸国からの文化に加えて、中国から直輸入するものも多くなった、といえる。

5 なぜ、文武・元明は地名の2字化を？

それでは、なぜ、文武天皇と元明天皇は、地方行政区画の単位を漢字2字に統制したのか。

大別すると、2つに分けることができる。ひとつは中国模倣説。この説は主に中国語学や中国文学専攻の研究者にみられる。高島俊男は「日本の国名なんだから、音調がとこのうのはだいじだけれど、2字にせねばならぬ理由は何もない。ただ中国風にしたいばかりに(国名を)すべて2字にした」²³⁾と述べている。ほぼ同様の見方をしているのが、中国文学の研究者である加藤徹。加藤は「中国では、地名はおおむね2文字であった。そこで元明天皇は、中国の習慣に倣い、日本の諸国名を2字の好字に改めさせた」²⁴⁾としている。高島と加藤は、「和銅6年の制」(713年)によって、郡郷(里)名だけでなく、国名も漢字2字の好字に統制されたとみている。この点については、すでに述べたように、あきらかに誤りであるが、なぜ、2字に統制したのかという理由については、検討する必要がある。

もうひとつの説は、平川南説である。平川は、国名をすべて漢字2字としたのは、朝廷が大室4(704)年に諸国の国印を作成するときに、正方形の印面を「〇〇国印」と4文字の構成にするためであった²⁵⁾、と説いている。

中国模倣説については、地名をつくるにあたり、そのルールを示すような史料が中国側にあるわけではない。しかし、実際、中国古代の都市名をはじめ、今日でも地名は2字が多い²⁶⁾。一方、8世紀に入って、日本は先進国中国に対する憧憬を強め、中国を手本にし

て、様々なものがつくられるようになった。唐の律令をもとに大宝律令が編纂され、唐の開元通宝に倣って和同開珎（708年）が鑄造された。また、唐の都長安をモデルに平城京が造営された。8世紀の中頃になると、光明皇后や称徳天皇は、唐の女帝武則天に傾倒して4文字の年号を定めたり、大雲寺を参考に国分寺を建立したり、龍門奉先寺の盧舎那仏を手本に東大寺の大仏を造立したり、当時の支配者の中国（唐）へのあこがれは、想像以上のものがあつた。とくに大宝律令の制定は、唐の律令を模範にして撰修されたもので、日本の実情をふまえて改変されたものも少なからずあるとはいえ、唐の律令なしには大宝律令は存在しなかったといっても過言ではない。大宝律令の制定によって、日本は国家の法体系を整備したといえる。戸籍や計帳の作成も、唐の律令を範としていることを考えると、地名についても、中国に倣った可能性が高い。また、よくいわれるように、漢語は原則として一語一音節一字であるので、二つ結びついて二音節のかたまりになって安定する性質もっている²⁷⁾、という。そういえば、地名に限らず2文字の言葉が多い。

平川は、国印を「〇〇国印」と4文字構成にするために国名を2字にしたとしているが、この考えは最初に国印ありきで、主客転倒ではないか。なぜ国印を4文字構成にしなければならないのか、その説明が求められる。

以上、今日の段階では、国・郡・里などの地方行政組織の単位を2字に統制したのは、中国の地名のつけ方に倣ったものである、とするのが妥当である。

おわりに

人は、とくに児童・生徒は、物事に対して興味や関心をいだくようになると、自ら勉強するようになる。とくに興味・関心の対象が身近かなものであればなおさらである。人名や地名といった子どもにとってきわめて身近

かなもの、それであるがゆえにかえって関心を示さないような卑近な例をもとに、「歴史のないものはない」という歴史（物事）をみる視点が涵養されれば、子どもの歴史に対する興味・関心は高まるのではないか。

注記

- 1) 「私の歴史研究／中村吉治 農民史研究と社会史」(『歴史評論』410 1984年) p.85
このエピソードは吉田伸之が日本史リブレット・53『21世紀の「江戸」』(山川出版社 2004年 p.6~7)でも紹介されている。
- 2) 武光誠『名字と日本人 先祖からのメッセージ』(文春新書 1998年 p.159~160)
- 3) 佐久間英『日本人の姓』(六芸書房 1972年)
- 4) 前掲2) p.24
- 5) 参考までに「日本の苗字七千傑」でも、上位100位までみると、漢字1字が3%、3字が2%で、2字は95%を占め、「佐久間ランキング」とほぼ同じような数値を示している。念のため、上位1000位を調べると、1字3.7%、3字1.7%で、2字は94.6%と、上位100位とほとんど変わらない結果となった。
(<http://www.myj7000.jp-biz.net/1000/0100.htm>)
- 6) 丹羽基二「地名と苗字」(『日本地名大百科』巻頭言Ⅱ 1996年 小学館 p.4~5)
- 7) 林陸朗『続日本紀』・第一分冊(現代思潮社 1989年) p.22~23
- 8) 同上 p.43
- 9) 小野正敏・佐藤信・館野和己・田辺征夫編『歴史考古学大辞典』(吉川弘文館 2007年) p.458~461
- 10) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第4巻』(吉川弘文館 1984年) p.8
- 11) 塚本洋司「古代政府の地名政策」(別冊歴史読本『日本の地名 身近かな地名から隠れた歴史を発見する』)(新人物往来社

- 2003年) p.110
- 12) 前掲7) p.
- 13) 『新訂増補国史大系延喜式中篇』(吉川弘文館1972年) p.567
- 14) 前掲10) p.8
- 15) 加藤徹『漢文の素養 誰が日本文化をつくったのか?』(光文社新書 2006年) p.107~108
- 16) 高島俊男『漢字と日本人』(文春新書 2001年) p.149
- 17) 仁藤淳史「飛鳥・藤原の都」(平野郁雄・鈴木靖編『木簡が語る古代史 上 都の変遷と暮らし』吉川弘文館 1996年) p.103
- 18) 鐘江宏之『全集 日本の歴史 第3巻 律令国家と万葉びと』(小学館 2008年) p.79~91
- 19) 史料はすべて、歴史学研究会編『日本史史料1 古代』(岩波書店 2005年) p.167~168
- 20) 前掲9) によれば、「評」は朝鮮半島では「大野」を意味し、高句麗や新羅では、軍事的地方編成の単位として用いられたとされている。(p.987)
- 21) 池田温「中国木簡の特色」前掲17) p.41~42
- 22) 鐘江宏之『日本史リブレット 15 地下から出土した文字』(山川出版社 2070年) p.93
- 23) 前掲16) p.149
- 24) 前掲15) p.108
- 25) 平川南『全集 日本の歴史 第2巻 日本の原像』(小学館 2008年) p.237
- 26) 『中国地名大辞典』(1930年 東京美術) 漢字1字・3字なかには4字以上の地名もあるが、圧倒的に2字が多い。
- 27) 前掲16) p.29~41